

プラスチック資源循環促進法の施行に伴う京丹後市プラスチック資源分別収集について

プラスチック資源循環促進法とは

2022年（令和4年）4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（略称「プラスチック資源循環促進法」、「プラスチック新法」とも呼ばれる。）は、プラスチックという素材に焦点をあて、プラスチック製品の設計・販売、廃棄物の処理というプロセスの中で、プラスチック資源循環（3R+Renewable）の促進を図ることを目的としています。

3R : Reduce（リデュース） 製品に使用する資源の量や廃棄量を減らす

Reuse（リユース） 使用済みの製品や部品を再利用

Recycle（リサイクル） 廃棄物を新たな製品の原材料やエネルギー源として活用

Renewable（リニューアブル）：再生素材や再生可能資源（紙・バイオマスプラスチック等）に切り替える取り組み

■背景

プラスチックは汎用性が高く、多くの製品や容器包装に使用されています。それにより、近年、地球規模の問題として大きく取り上げられている「海洋プラスチックごみ問題」「気候変動問題」「諸外国の廃棄物輸入規制」などの幅広い課題に対応するため、プラスチックに関して資源循環体制を強化する必要性が高まりました。



2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定

基本原則：「3R+Renewable」



具体的取組み：2020年7月にレジ袋の有料化がスタート

●プラスチック資源循環戦略

プラスチック資源循環戦略では、3R+Renewableに関する具体的な目標が設定された。

例) Reduce：2030年までにワンウェイ（使い捨て）プラスチックの累計排出量を25%削減

Renewable：2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

●大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をなくすことを目指す計画のこと。2019年に開催されたG20大阪サミットで各国首脳に共有され、日本は、途上国の廃棄物の排出抑制能力を向上させるため、インフラ整備等の支援を行っている。

●2050年カーボンニュートラル

2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標のこと。具体的には、関連する事業への出資制度の制定や成長が見込まれる産業への積極投資、地球温暖化対策計画の見直しなどに取り組み、脱炭素社会の実現を目指している。

■基本方針

「プラスチック資源循環促進法」は、プラスチック使用製品の設計・製造、提供・販売ならびに排出、回収及びリサイクルの各段階において、3R+Renewableの原則にのっとり、プラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進し、「事業者」「消費者」「国」「地方公共団体」等のすべての関係主体が相互に連携しながら、プラスチック資源循環を促進させていくとされています。




各関係主体の役割

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ①プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること ②プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること ③自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して実施すること ④排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進すること
消費者	<ul style="list-style-type: none"> ①プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること ②プラスチック使用製品廃棄物を市区町村及び事業者双方の回収ルートに適した分別をして排出すること ③認定プラスチック使用製品を使用すること
国	<ul style="list-style-type: none"> ①必要な資金の確保等の措置を講ずること ②情報の収集、整理及び活用並びに研究開発の推進及びその成果の普及等の措置を講ずること ③教育活動、広報活動等を通じた国民の理解醸成及び協力の要請等の措置を講ずること
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずること
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村がその責務を十分に果たすために必要な技術的援助を与え、国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずること

意見聴取

① 家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の収集方法について

② 収集回数（月の収集回収）

収集方法		備 考	
		分別収集	再商品化
資源ごみの収集日に収集 (月2回)	容器包装プラスチックと併せて収集 	現在、一部の住民から、どのようなプラスチック製品が容器包装プラスチックの種類に該当するのかわかりにくいとの声もあるため、その解消に繋がる。	容リプラと製品プラの混合物を再商品化事業者へ引き渡す場合、逆有償による再商品化となる。
	容器包装プラスチックと分別して収集 	再商品化事業者へ収集物を引き渡すにあたり、徹底した前処理が必要になるため、住民説明会等を開催する必要があると考えられる。	製品プラのみを再商品化事業者へ引き渡す場合、再商品化事業者によっては、有償で再商品化を行うことができる。
不燃ごみの収集日に収集 (月1回)	現在、プラスチック使用製品廃棄物は不燃ごみとして収集しているため、不燃ごみと分別して収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集場所は、不燃ごみの収集場所を兼用するか、別途指定場所（例：資源ごみステーション）を設けるか検討が必要。 ・再商品化事業者へ収集物を引き渡すにあたり、徹底した前処理が必要になるため、住民説明会等を開催する必要があると考えられる。 	製品プラのみを再商品化事業者へ引き渡す場合、再商品化事業者によっては、有償で再商品化を行うことができる。

分別収集に含めてよいもの

プラスチック製のものに限る
30cm未満のものに限る

- | | | |
|--------------|-------------------|----------------|
| ・アイスクリーム棒 | ・クリップ | ・歯ブラシ |
| ・アクリル板 | ・化粧品容器 | ・ハンガー |
| ・編み針 | ・コップ | ・ピンセット |
| ・囲碁・将棋の駒/盤 | ・皿 | ・筆箱 |
| ・印鑑 | ・CD/CDケース | ・プリペイドカード |
| ・うちわ | ・指定収集袋 | ・ブルーレイディスク/ケース |
| ・MDミニディスク | ・定規 | ・フロッピーディスク |
| ・おたま | ・食器（スプーン、フォーク、箸等） | ・ヘアクリップ |
| ・カード | ・ストロー | ・ヘアブラシ |
| ・カーラー | ・洗濯ばさみ | ・ボールペン |
| ・カメラのフィルムケース | ・タッパー型保存容器 | ・ボタン |
| ・キーホルダー | ・ちりとり | ・ポリ手袋 |
| ・くし | ・DVD/DVDケース | ・ポリ袋 |
| ・クリアファイル | ・荷造り紐 | ・マーカーペン |

参考：国が特定プラスチック使用製品として定めた 12 品目

対象製品 (A)	対象業種 (B)
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー	●各種商品小売業（無店舗のものを含む。） ●飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む。） ●宿泊業 ●飲食店 ●持ち帰り・配達飲食サービス業
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ	●宿泊業
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー	●各種商品小売業（無店舗のものを含む。） ●洗濯業

京丹後市内の家庭から排出されるプラスチック製品廃棄物の量について

再商品化事業者へプラスチック製品廃棄物の再商品化を委託するにあたり、契約の都合上、年間の引渡予定量を決定する必要があることから、市内の一部を対象にした実証実験を行うこととする。

現在、容リプラの再商品化を委託している再商品化事業者からは、容リプラと製品プラの一括回収した自治体からの引渡量は、容リプラの引渡量和比較して、約1.2倍増量になったと聞き取りをしている。全国的にみても製品プラが大量に各家庭から排出されていないとのこと(ただし、自治体によっては収集できる製品プラの対象を制限しているところもある)。

京丹後市がごみ収集を行うプラスチック使用製品廃棄物の種類

弾力性のある製品　プラスチックケースが挙げられる。

制限を設定する必要がある。分別収集に加えるのか、そうしないのか。

食品用のタッパーはOK、文房具屋や衣類等のケースは×がわかりやすいのでは。
全国的にみても排出される量が増えることはない。ただし、

再商品化の方法について

現在、どのような再商品化が有利であるのか府内の他市に意見照会中。